

桐生市景観計画 景観形成誘導基準における色彩基準

1. 定義

色彩基準は、マンセル表色系(JIS Z8721)により設定する。このほか、使用する用語の定義は次のとおりとする。

基準色：使用が許容される色の範囲の基準。

推奨色：基準色のうち、桐生市として使用を推奨する色の範囲。

アクセント基準色：アクセントとして、基準色とは別に、別に定める割合を超えず、かつ必要最小限の範囲において使用が許容される色の範囲の基準。

2. 色彩基準

2-1 色彩基準

(1) 屋根

「基準色」「推奨色」を次のとおり設定する。

■基準色	色相	明度	彩度
無彩色	N	1.5以上～7.0未満	-
有彩色	R, 0.1YR～4.9YR	1.5以上～6.0未満	5.0未満
	5YR～10YR, 0.1Y～4.9Y	1.5以上～7.0未満	5.0未満
	5Y～10Y, GY, G, BG, B, PB, P, RP	1.5以上～6.0未満	2.5未満

●推奨色	色相	明度	彩度
無彩色	N	1.5以上～6.0未満	-
有彩色	5YR～10YR, 0.1Y～4.9Y	1.5以上～6.0未満	2.5未満

(2) 壁面・工作物

壁面及び工作物の色彩基準については、桐生市景観計画第4章で設定する「景観形成誘導基準に関するゾーンの分類」に対応して設定する。

① 「商業地景観ゾーン」及び「沿道市街地景観ゾーン」

「基準色」「推奨色」「アクセント基準色」を次のとおり設定する。

■基準色	色相	明度	彩度
無彩色	N	2.5以上～9.0未満	-
有彩色	R	2.5以上～9.0未満	3.0未満
	0.1YR～4.9YR	2.5以上～9.0未満	4.0未満
	5YR～10YR, 0.1Y～4.9Y	2.5以上～9.0未満	5.5未満
	5Y～10Y, GY	2.5以上～9.0未満	3.0未満
	G, BG, B, PB, P, RP	2.5以上～9.0未満	2.0未満

●推奨色	色相	明度	彩度
無彩色	N	2.5以上～8.5未満	-
有彩色	R	7.0以上～8.5未満	2.0未満
		3.5以上～7.0未満	3.0未満
	0.1YR～4.9YR	7.0以上～8.5未満	2.0未満
		3.5以上～7.0未満	3.0未満

	5YR~10YR, 0.1Y~4.9Y	7.0以上~8.5未満 3.5以上~7.0未満	2.75未満 4.0未満
	5Y~10Y, GY	3.5以上~9.0未満	2.5未満
	G, BG, B, PB, P, RP	3.5以上~9.0未満	2.0未満

◆アクセント	色相	明度	彩度
無彩色	N	2.5以上~9.0未満	-
有彩色	R, YR, Y, GY	2.5以上~9.0未満	10.0未満
	G, BG, B, PB, P, RP	2.5以上~9.0未満	8.0未満

※アクセント基準色の使用は、1面当たりの壁面面積の10%以下(上限50㎡)で、かつ必要最小限の範囲とする。

※基準色の範囲外の色は、アクセント基準色とは別に、1面当たりの壁面面積の5%以下(上限25㎡)で、かつ必要最小限の範囲で使用を許容する。

- ②「住宅地景観ゾーン」及び「工業地景観ゾーン」
「基準色」「推奨色」を次のとおり設定する。

広沢町の基準

パネル・フェンス・架台を以下の基準値内にする
未満です。念のため

■基準色	色相	明度	彩度
無彩色	N	2.5以上~9.0未満	-
有彩色	R	2.5以上~9.0未満	3.0未満
	0.1YR~4.9YR	4.5以上~9.0未満	3.5未満
		2.5以上~4.5未満	4.5未満
	5YR~10YR, 0.1Y~4.9Y	4.5以上~9.0未満	4.0未満
		2.5以上~4.5未満	5.0未満
	5Y~10Y, GY	2.5以上~9.0未満	2.5未満
G, BG, B, PB	2.5以上~9.0未満	2.0未満	
P, RP	2.5以上~9.0未満	1.5未満	

●推奨色	色相	明度	彩度
無彩色	N	3.5以上~9.0未満	-
有彩色	0.1YR~4.9YR	3.5以上~7.0未満	2.5未満
		7.5以上~8.5未満	2.0未満
	5YR~10YR, 0.1Y~4.9Y	3.5以上~7.5未満	3.0未満
		7.5以上~8.5未満	1.5未満
5Y~10Y, GY	3.5以上~7.5未満	2.0未満	

※基準色の範囲外の色の使用は、1面当たりの壁面面積の5%以下(上限25㎡)で、かつ必要最小限の範囲とする。

- ③自然景観ゾーン

「基準色」「推奨色」を設定する。

新里町の基準

パネル・フェンス・架台を以下の基準値内にする
未満です。念のため

■基準色	色相	明度	彩度
無彩色	N	2.5以上~8.5未満	-
有彩色	R	2.5以上~8.5未満	2.0未満
	0.1YR~4.9YR	2.5以上~8.5未満	3.0未満
	5YR~10YR, 0.1Y~4.9Y	2.5以上~8.5未満	3.5未満
	5Y~10Y, GY	2.5以上~8.5未満	2.0未満

	G BG B PB P, RP	2.5 以上～8.5 未満	1.5 未満
--	-----------------	---------------	--------

●推奨色	色相	明度	彩度
無彩色	N	2.5 以上～8.5 未満	-
有彩色	0.1YR～4.9YR	7.5 以上～8.5 未満	1.0 未満
		3.5 以上～7.5 未満	2.0 未満
	5YR～10YR, 0.1Y～4.9Y	7.5 以上～8.5 未満	1.5 未満
		3.5 以上～7.5 未満	3.5 未満
	5Y～10Y, GY	3.5 以上～7.5 未満	1.5 未満

※基準色の範囲外の色の使用は、1面当たりの壁面面積の5%以下(上限25㎡)で、かつ必要最小限の範囲とする。

④歴史景観ゾーン

「基準色」「推奨色」を次のとおり設定する。

■基準色	色相	明度	彩度
無彩色	N	2.0 以上～9.0 未満	-
有彩色	R	2.0 以上～5.0 未満	2.0 未満
	0.1YR～4.9YR	2.5 以上～9.0 未満	2.5 未満
	5YR～10YR, 0.1Y～4.9Y	2.5 以上～9.0 未満	3.5 未満
	5Y～10Y, GY	2.5 以上～9.0 未満	1.5 未満

●推奨色	色相	明度	彩度
無彩色	N	2.5 以上～8.5 未満	-
有彩色	0.1YR～4.9YR	7.0 以上～8.5 未満	1.0 未満
		3.5 以上～7.0 未満	2.0 未満
	5YR～10YR, 0.1Y～4.9Y	7.0 以上～8.5 未満	1.5 未満
		3.5 以上～7.0 未満	3.5 未満
	5Y～GY	3.5 以上～7.5 未満	1.5 未満

2-2 適用除外

次に示すものについては、原則として色彩基準を適用しない。

(1)自然素材色

木材・天然の石材・漆喰・土・レンガ(土を焼成)など、自然本来の着色されていない色を持つ素材。ただし、外国産の材料等については、地域の景観、風土等と調和するものに限る。

(2)歴史的建造物や文化財

登録文化財や指定文化財、景観資源となる歴史的建造物等が元来から有していた色。

(3)地区計画、景観地区等により別に基準を定める場合

地区計画、景観地区、建築協定その他これに類する地域固有の色彩に関する基準が定められている場合には、その基準を適用する。

(4)その他市長が特に必要と認めるもの